

4 施策の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向け、国及び県等と連携しながら、諸施策を総合的、計画的に推進します。

(1) 人権を尊重した行政の推進

市の業務は、生活、環境、福祉、教育、文化、産業など多岐にわたっており、そのすべてが人権に関わりがあります。職員一人ひとりも、市民の人権への配慮を念頭に置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たることが重要です。

このため、市の行政活動については、市民の人権の尊重を基本的な考え方とした取組を行うことを積極的に推進します。

ア 市のあらゆる施策は、市民の人権を尊重するという視点に基づいて推進します。

イ 市の業務では、人権尊重の視点に立った業務の点検や見直し、適正な情報公開の推進や個人情報保護等を行います。また、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。

ウ 市職員が、人権尊重の視点に立った業務を遂行し、人権行政の担い手としての自覚をもてるよう、人権に関する職員研修の充実に努めます。

(2) 人権教育の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」の実現をめざす上で、教育の果たす役割は極めて重要です。市民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権課題についての理解を深めること、人権の大切さに気付く豊かな感性を育むこと、互いの存在を認め合い思いやる心で人と接することが大切です。

そのため本市では、就学前や学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、人権教育を推進します。

ア 学校等における取組

幼児、児童・生徒の心身の成長の過程に即し、就学前や学校等の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進し、人権教育の視点を踏まえた指導の充実に努めます。

(ア) 実践的な人権感覚の育成

幼児、児童・生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いを尊重し合い、コミュニケーションを大切にして学び合う学習を推進するとともに、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重し、身近な人権課題に目を向け、人権を尊重した行動ができるようにします。

(イ) 教職員等の研修の充実

教職員等は、幼児、児童・生徒の人権に配慮するとともに、教育活動全体を通して人権尊重の意識を育む責任があり、自らが高い人権意識をもち、実践する必要があります。

教職員等一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むため、人権教育に係る教職員等研修会や、教職員等相互による人権啓発を行い、研修の充実に努めます。

(ウ) 学校等と地域との連携

やまぐち型地域連携教育(※)の仕組みを生かし、学校等と地域社会が一体となった取組を推進します。

イ 地域社会における取組

人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図り人権教育の視点を踏まえた指導の充実を図ります。

(ア) 地域での学習機会や学習内容の充実

防府市人権学習推進市民会議(※)を中心に、人権学習市民セミナー、講演会等を実施します。地域や企業等における自主的な人権学習を支援するため、人権学習指導員の学習会への派遣を行います。

また、地域社会の実情や課題を踏まえ、市民の学習ニーズを捉えた学習内容及び視聴覚教材等の充実に努めるとともに、公民館や福祉センターにおいて、様々な学習機会を提供します。

(イ) 指導者の養成と資質向上への支援

地域社会での自主的な取組の推進を担う指導者の養成とその資質向上への取組を支援します。

ウ 家庭教育への支援

家庭のふれあいや親子の共同体験の機会の充実を図るなど、家庭教育への支援に努めます。

(ア) 学校や社会教育関係団体等との連携を通じて、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。

(イ) 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(3) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る心豊かなぬくもりのある地域社会を実現していくために、人権に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る幅広い啓発活動の取組を推進します。

ア 人権関連情報の発信

広報誌、インターネット、各種刊行物等を活用し、広く人権関連情報を発信するとともに、防府市人権学習推進市民会議等と連携して人権講演会を実施し、市民への啓発に取り組みます。

イ 人権関連情報の適切な提供

市民、地域の団体、企業等による自主的な人権学習への支援のため、人権に関する情報や資料を適切に提供します。

ウ 市民が主体となる活動の促進

市民の自主的、主体的な活動の促進に努めます。

(4) 相談・支援体制の充実

人権に関わる様々な事案の早期解決に向け、人権擁護委員を始めとする国の人権擁護機関や、関係行政機関、学校、事業者などの各種団体との十分な連携を図ります。また、市の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じて相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

(※)「やまぐち型地域連携教育」

コミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携することにより、社会総がかりでこどもたちの学びや育ちを支援する取組のことでです。

(※)「防府市人権学習推進市民会議」

すべての市民が人権尊重社会の実現をめざして、自由と平等、人権尊重の理念について主体的に学び、人権意識の高揚を図ることを目的として、企業団体、行政機関等市民により昭和47年(1972年)に組織され、現在に至っています。市と連携し、人権学習に関する研修会や講演会の開催、各種資料の収集、配布、各種広報による啓発活動などを行っています。